

現本庁舎の課題 (A グループ)

① 行政機能の分散配置

- ・農政と都市計画に係る相談の際、菖蒲行政センターと第二庁舎へ足を運んでもらう必要がある。

② 来庁者への配慮不足

- ・案内表示が少ない。見づらく、分かりづらい。
- ・外国人に分かりやすい案内表示となっていない。
- ・障がい者や高齢者に配慮して福祉に係る窓口は、1階に配置すべき。
- ・市民税課、資産税課、収納課、出納室及び国民健康保険課については、関連のある相談が多いことから、近くに配置すべき。
- ・通路が狭く、車いすですれ違いができない。
- ・手すりが少ない。
- ・タイルの床は、杖を使用する来庁者に対して危険。台車を使用する際の音もうるさい。
- ・市民課等の窓口に、プライバシー保護のためのパーテーションがない。
- ・窓口が狭く、隣の窓口の相談内容が聞こえてしまう。
- ・窓口が狭いため図面を広げられない。
- ・天井が低く声が響きやすいため、窓口での相談内容が聞こえてしまい、プライバシーが守られない。
- ・窓口が少ないため、お客様を長く待たせてしまっている。
- ・書類を受けるだけ等、短時間で対応できる来庁者用の窓口がない。
- ・申請書類の記入の仕方が分からぬ来庁者への配慮として、申請書を書かなくて申請できる窓口がない。
- ・待合スペースが狭い。
- ・消費生活センターを訪れる相談者の待合スペースがない。
- ・キッズスペースが小さい。
- ・授乳、おむつ替え、幼児用トイレがない。
- ・トイレが少ない。
- ・トイレ、エレベーターが狭い。
- ・エレベーターの場所が分かりづらい。
- ・警備室は正面玄関付近の方へ、集会所の鍵などの受け渡しをスムーズにできる。
- ・駐車場が少ない。
- ・バス停に屋根がなく、雨宿りや日除けができない。
- ・天井が低く圧迫感が強い。

③施設・設備等の老朽化

- ・執務室や待合室、階段の照明が暗い。
- ・庁舎内の各階・各執務室によって、空調の効き目に違いがある。

④狭隘な執務室

- ・執務室内に必要な数の什器を置くことができない。
- ・執務室内に介護認定調査員の作業スペースを準備することができない。
- ・窓口から執務室内の様子を見渡すことできてしまうほか、職員の打合せ内容なども聞こえてしまう。
- ・作業や打合せに利用できるフリースペースがない。
- ・窓口以外に対応するための個室、スペースがない。
- ・食事のためのスペースがない。
- ・倉庫、収納場所が足りない。
- ・キャビネットが足りない。

⑤災害発生時への備えや環境への配慮の不足等。

- ・業務の効率化に向けた技術の導入が不十分。
- ・防犯カメラを増設すべき。
- ・録音機能、ナンバーディスプレイ機能付きの電話機が必要。
- ・コピー機が少ない。
- ・職員用トイレが足りない。
- ・ロッカーが足りない。
- ・子育て支援課の執務室には窓がない。
- ・ポスターなどを掲示するための掲示板の数が少ない。
- ・什器の仕様が統一されていないため、異動の際に不便。
- ・什器が古い。